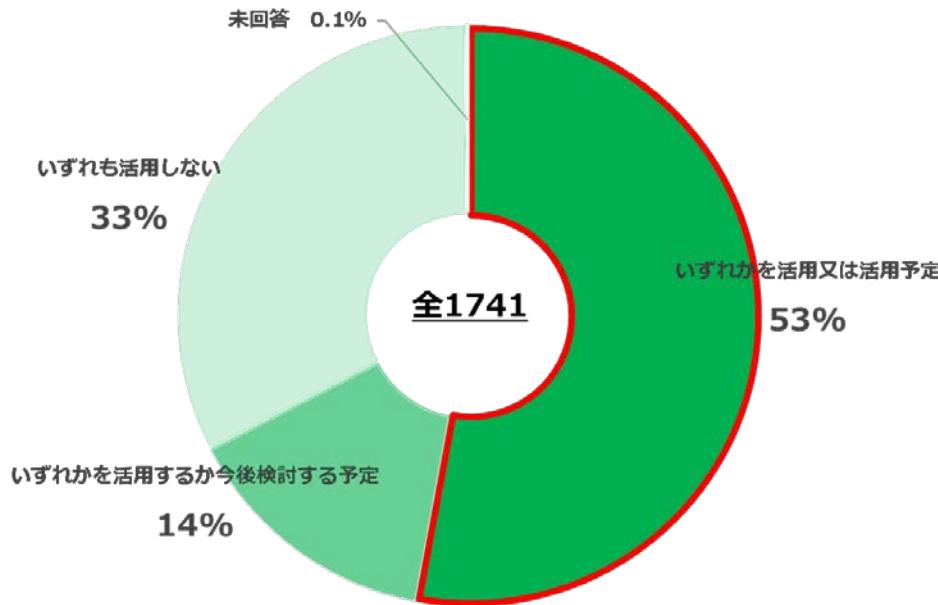
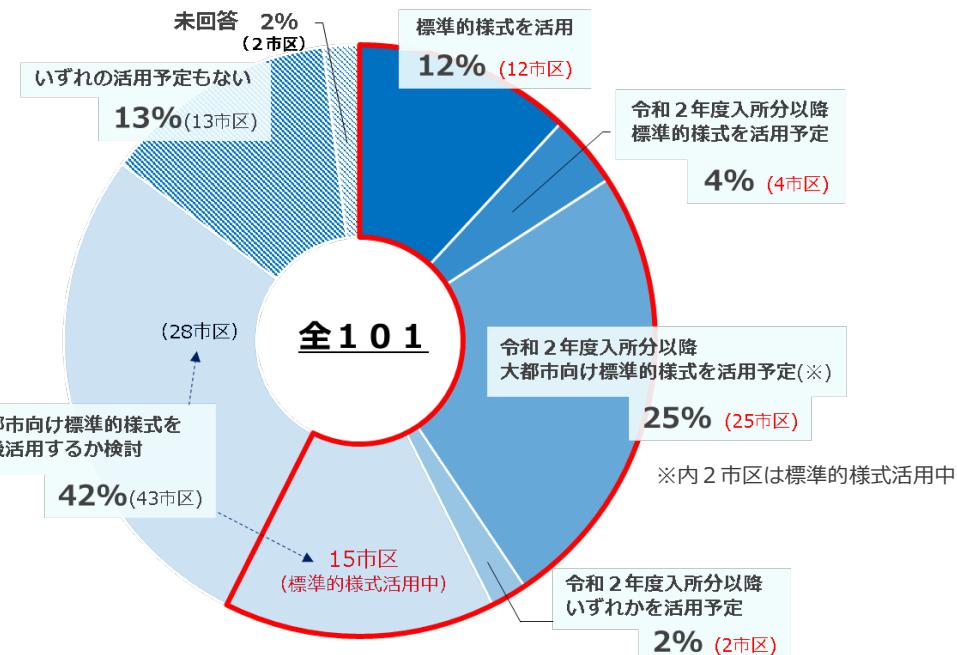


保育の必要性認定の申請に当たり、就労を事由とする場合の添付書類として必要となる就労証明書については、現在、標準的な様式として、「標準的な様式」と「大都市向け標準的な様式」の2種類がある。

活用状況は、以下のとおり。

- ・全国の市町村のうち、過半数で、標準的な様式を活用又は活用予定である一方、いずれも活用しないこととしている市町村も3割程度見受けられる。
- ・大都市（政令市、中核市、特別区）の中で、標準的な様式を活用又は活用予定である市区は約6割である一方、いずれも活用しないこととしている市区は約1割にとどまっている。

標準的な様式の活用状況（全国）

大都市における標準的な様式の活用状況
(政令市、中核市、特別区)

複数の市町村に居住する従業員を抱える企業が多い大都市において、標準的な様式の一定程度の普及が見込まれる